



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年7月1日金曜日 第320号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 604
 指定医療機関の変更..... (") ... 604
 指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 604
 指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件)..... (") ... 605
 指定介護機関(介護予防事業者)の変更..... (") ... 605
 指定介護機関(介護予防・日常生活支援事業者)の変更..... (") ... 605
 指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出..... (") ... 606
 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出..... (") ... 606
 知事指定薬物の指定..... (薬務衛生課) ... 606
 県統計調査の実施..... (子育て支援課) ... 606
 落札者等の告示..... (畜産課) ... 607
 まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量..... (水産課) ... 607
 指定居宅サービス事業の廃止..... (東予地方局地域福祉課) ... 607
 土地改良事業の計画の変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 607
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 607

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... (自然保護課) ... 608

公 告

危険物取扱者法定講習会の実施..... (消防防災安全課) ... 615
 トランスファークレーンの購入..... (港湾海岸課) ... 616
 愛媛県総合教育センター空調設備改修業務の委託..... (総合教育センタ-) ... 617

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第731号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きくち眼科クリニック	八幡浜市産業通1番3号	令和4年5月1日

○愛媛県告示第732号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) 井関整形外科・皮膚科	西予市野村町野村11番地110	令和4年4月1日
(変更前) 整形外科井関医院		
(変更後) やべ内科クリニック	四国中央市三島宮川四丁目6-71	令和4年4月1日
(変更前) 矢部内科		

○愛媛県告示第733号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
喜須来診療所	八幡浜市保内町須川58番地1	令和4年3月31日
さわい小児科医院	大洲市中村533番地1	令和4年3月31日

鈴木 歯 科 医 院	四国中央市上分町376	令和4年3月31日
パ ー ル 薬 局	宇和島市御殿町3番6号	令和4年3月31日
ひのくち 歯 科 医 院	西条市樋之口437番4	令和4年3月31日

本条脳神経外科・外科	大洲市東大洲157番地2	令和4年3月31日
杉 歯 科 医 院	西条市円海寺16-3	令和4年4月1日
高 橋 歯 科 医 院	新居浜市坂井町二丁目2番4号	令和4年4月8日

○愛媛県告示第734号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人竹林院	西予市野村町野村11番地110	（変更後） 井関整形外科・皮膚科	西予市野村町野村11番地110	令和4年4月1日
		（変更前） 整形外科井関医院		

○愛媛県告示第735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
合同会社まる福祉サービス	（変更後） 西条市三津屋51番地2 星加テナント101号	ヘルパーサービス さや家	（変更後） 西条市三津屋51番地2 星加テナント101号	令和4年4月1日
	（変更前） 西条市王生川141-4		（変更前） 西条市王生川141-4	

○愛媛県告示第736号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を行う事業所の名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 介 護 予 防 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 を 行 う 事 業 所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人竹林院	西予市野村町野村11番地110	（変更後） 井関整形外科・皮膚科	西予市野村町野村11番地110	令和4年4月1日
		（変更前） 整形外科井関医院		

○愛媛県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防・日常生活支援事業者）から主たる事務所の所在地及び介護予防・日常生活支援事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防・日常生活支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
合同会社まる福祉サービス	(変更後) 西条市三津屋51番地2 星加テナント101号	ヘルパーサービス さや家	(変更後) 西条市三津屋51番地2 星加テナント101号	令和4年4月1日
	(変更前) 西条市壬生川141-4		(変更前) 西条市壬生川141-4	

○愛媛県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社宇和島調剤	宇和島市御殿町4-19	パール薬局	宇和島市御殿町3番6号	令和4年3月31日

○愛媛県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社宇和島調剤	宇和島市御殿町4-19	パール薬局	宇和島市御殿町3番6号	令和4年3月31日

○愛媛県告示第740号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) 2-(エチルアミノ)-2-(3-メチルフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類
- (2) N,N-ジエチル-2-{[5-ニトロ-2-(4-プロポキシフェニル)メチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタナミン及びその塩類
- (3) 1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和4年7月2日

○愛媛県告示第741号

愛媛県子どもの生活に関する調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中村時広

1 調査の目的

子どもの普段の生活について、学校生活の状況、世話をしている家族の有無、世話の状況、支援希望、意識等を調査することにより、ヤングケアラーの早期発見と支援に向けた取組の推進を図るための基礎資料とする。

2 調査対象の範囲

- (1) 小学生調査票：市町（組合）立小学校5年生及び6年生並びに県立特別支援学校小学部5年生及び6年生
- (2) 中学生・高校生調査票：市町（組合）立中学校1年生から3年生、県立中等教育学校1年生から6年生、県立高等学校1年生から3年生並びに県立特別支援学校中学部1年生から3年生及び高等部1年生から3年生

3 報告を求める事項

- (1) 小学生調査票：健康状態、学校生活の状況、家族の世話の状況、世話に関する相談相手、支援希望等

- (2) 中学生・高校生調査票：健康状態、学校生活の状況、家族の世話の状況、世話に関する相談相手、支援希望、ヤングケアラーについての意識等
- 4 報告を求める事項の基準となる期日
令和4年7月5日（火）から7月20日（水）までの間の任意の1日
- 5 報告を求める者

- (1) 小学生調査票：約23,200人
- (2) 中学生・高校生調査票：約58,400人
- 6 報告を求めるために用いる方法
学校を通じた調査依頼票配布による自計方式
- 7 報告を求める期間
令和4年7月5日（火）から7月20日（水）までの間

○愛媛県告示第742号

次のとおり落札者を決定した。
令和4年7月1日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
豚熱生ワクチン（シード） 50ドーズ 予定数量 8,300本 20ドーズ 予定数量 1,000本	愛媛県農林水産部 農業振興局畜産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年6月17日	松田医薬品株式会社 松山営業所 愛媛県伊予市下吾川12-2	(50ドーズ1本あたり) 4,730円 (20ドーズ1本あたり) 1,892円	一般競争入札 [単備契約]	令和4年5月6日

○愛媛県告示第743号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。
令和4年7月1日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県まさば及びごまさば漁業	現行水準

○愛媛県告示第744号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。
令和4年7月1日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人やすらぎ会	ヘルパーステーション えがお	愛媛県今治市別宮町二丁目1番地208 イツきらら 201号室	令和4年5月31日	訪問介護

○愛媛県告示第745号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市谷町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管

理）の計画の変更を令和4年6月24日認可した。
令和4年7月1日

愛媛県中予地方局長 大北秀

○愛媛県告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
令和4年7月1日

愛媛県中予地方局長 大北秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第11号 令和4年6月23日	伊予郡松前町大字中川原字広末659番5、660番1、660番3、660番4	伊予郡松前町大字中川原707番地3 三好悦男 （伊予郡松前町大字中川原660番地5 三好不動産）

訓 令

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前								
別表第5(第4条関係) 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項							別表第5(第4条関係) 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項								
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分					
			知 事	専 決 者						知 事	部 長	局 長	課 長	主 幹	
				部 長	局 長	課 長									主 幹
自 然 保 護 課	1 自 然 公 園 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略					自 然 保 護 課	1 自 然 公 園 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 省略						
		2 公園事業に関すること。								2 公園事業に関すること。					
		(1)~(3) 省略								(1)~(3) 省略					
		(4) 省略								(4) 軽微な変更の届出の受理(第10条第9項、第16条第4項)					—
		(5) 承継の協議及び承認(第12条第1項から第3項まで、第16条第4項)								(5) 省略					
										(6) 承継の協議及び承認(第12条第1項、第2項、第16条第4項)					
										(7) 休廃止の届出の受理(第13条、第16条第4項)					—
										(8) 認可の失効の届出の受理(第14条第2項、第16条第4項)					—
		(6) 省略								(9) 省略					
		(7) 省略								(10) 省略					
		(8) 協議会の設置(第16条の2第1項、第4項)				—									
(9) 構成員に係る申出への対応(第16条の2第6項)				—											
(10) 利用拠点整備改善計画の認定の申請(第16条の3第1項)				—											
(11) 利用拠点整備改善計画の認定(第16条の3第1項、第5項、第6項、第16条の7第3項)				—											

(1)～(3) 省略						(1)～(3) 省略					
						(4) 軽微な変更の届出の受理（第39条第9項、第41条第4項）					—
(4) 省略						(5) 省略					
(5) 省略						(6) 省略					
11 質の高い自然体験活動の促進のための措置に関すること。											
(1) 協議会の設置（第16条の2第4項、第42条の2第1項、第3項）					—						
(2) 構成員に係る申出への対応（第16条の2第6項、第42条の2第3項）					—						
(3) 自然体験活動促進計画の認定の申請（第42条の4第1項）					—						
(4) 自然体験活動促進計画の認定（第42条の4第1項、第5項、第6項）					—						
(5) 自然体験活動促進計画の認定に係る協議（第42条の4第4項）					—						
(6) 自然体験活動促進計画の変更の認定の申請（第42条の5第1項）					—						
(7) 自然体験活動促進計画の変更の認定（第42条の4第5項、第6項、第42条の5第1項、第3項）					—						
(8) 自然体験活動促進計画の変更の認定に係る協議（第42条の4第4項、第42条の5第3項）					—						
(9) 報告徴収及び立入検査（第42条の7第1項）					—						
12 風景地保護協定の締結等（第43条第1項、第4項、第5項、第44条第1項、第46条、第47条）						11 風景地保護協定の締結等（第43条第1項、第4項、第5項、第44条____、第46条、第47条）					
13 公園管理団体の指定等（第49条第1項、第2項、第4項、第52条から第54条まで）						12 公園管理団体の指定等（第49条____、第52条から第54条まで）					
14 省略						13 省略					
15 省略						14 省略					
16 省略						15 省略					

	17 国の機関が行う行為に係る協議等（第68条第1項、第2項、第4項）								
2 愛媛県立自然公園条例の施行に関する事務	1 省略								
	2 公園計画の決定、廃止及び変更（第7条第1項、第4項、第8条）								
	3 公園事業に関すること。								
	(1)～(3) 省略								
	(4) 省略								
	(5) 承継の協議及び承認（第12条第1項から第3項まで）								
	(6) 利用拠点整備改善計画の認定（第15条の3第1項、第5項、第6項）					—			
	(7) 利用拠点整備改善計画の変更の認定（第15条の3第5項、第6項、第15条の4第1項、第3項）					—			
	4 特別地域に関すること。								
	(1)・(2) 省略								
	(3) 各種行為の許可（第21条第4項_____）								
5 利用調整地区に関すること。									
(1)・(2) 省略									
(3) 区域内への立入りの認定等（第22条第3項第8号、第23条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項）									
(4) 指定認定機関の指定等（第24条第1項、第5項、第26条第1項、第2項、第4項、第5項、第28条、第29条第1項）									

	16 国の機関が行う行為に係る協議等（第68条_____）								
2 愛媛県立自然公園条例の施行に関する事務	1 省略								
	2 公園計画の決定、廃止及び変更（第7条_____、第8条）								
	3 公園事業に関すること。								
	(1)～(3) 省略								
	(4) 軽微な変更の届出の受理（第10条第9項）								—
	(5) 省略								
	(6) 承継の協議及び承認（第12条第1項、第2項_____）								
	(7) 休廃止の届出の受理（第13条）								—
	(8) 認可の失効の届出の受理（第14条第2項）								—
	(9) 認可の取消し（第14条第3項）							—	
	(10) 原状回復命令等（第15条第1項、第2項）							—	
	(11) 報告徴収及び立入検査（第16条第1項）								—
	4 特別地域に関すること。								
	(1)・(2) 省略								
(3) 各種行為の許可等（第21条第4項、第6項から第8項まで）									
5 利用調整地区に関すること。									
(1)・(2) 省略									
(3) 区域内への立入りの認定等（第22条第3項第7号、第23条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項）									
(4) 指定認定機関の指定等（第24条第1項、第5項、第26条第1項から第5項まで_____、第28条、第29条第1項）									

3 ~ 9 省略	6 普通地域内各種行為の届出に関する必要な措置等の命令（第32条第2項、第4項、第6項）							3 ~ 9 省略	6 普通地域内各種行為の届出の受理及び必要な措置等の命令（第32条第1項、第2項、第4項、第6項）						
	7 省略								7 省略						
	8 省略								8 報告徴収及び立入検査（第34条第1項、第2項）						—
	9 生態系維持回復事業に関すること。								9 省略						
	(1) ~ (3) 省略								10 生態系維持回復事業に関すること。						
	(4) 省略								(1) ~ (3) 省略						
	10 質の高い自然体験活動の促進のための措置に関すること。								(4) 軽微な変更の届出の受理（第38条第9項）						—
	(1) 自然体験活動促進計画の認定（第40条の3第1項、第4項、第5項）					—			(5) 省略						
	(2) 自然体験活動促進計画の変更の認定（第40条の3第4項、第5項、第40条の4第1項、第3項）					—			(6) 報告徴収（第40条）						—
	11 風景地保護協定の締結等（第41条第1項、第4項、第5項、第42条第1項、第44条、第45条）								11 風景地保護協定の締結等（第41条第1項、第4項、第5項、第42条、第44条、第45条）						
	12 公園管理団体の指定等（第47条第1項、第2項、第4項、第50条から第52条まで）								12 公園管理団体の指定等（第47条、第50条から第52条まで）						
	13・14 省略								13・14 省略						
	15 国の機関が行う行為に係る協議（自然公園法第68条第1項、第4項、第79条第2項）								15 国の機関が行う行為に係る協議等（自然公園法第68条第1項、第3項、第4項、第79条第2項）						

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第4条関係） 局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項	別表第2（第4条関係） 局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
総務 県民課	1～30 省略				
	31 自然公園法の施行に関する事務	1 省略			
		2 特別地域及び特別保護地区における各種行為の許可（第20条第3項_____、第21条第3項_____）			
		3 海域公園地区における各種行為の許可（第22条第3項_____）			
		4 利用調整地区に関すること。			
		(1) 区域内への立入りの認定等（第23条第3項第8号、第24条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項_____）			
		(2) 指定認定機関の指定等（第25条第1項、第5項、第27条第1項、第2項、第4項、第5項、第29条、第30条第1項）			
		5 普通地域内各種行為の着手を制限される期間の短縮（第33条第6項）			
		6・7 省略			
		8 風景地保護協定の締結等（第43条第1項、第4項、第5項、第44条第1項、第46条、第47条）			
9 公園管理団体の指定等（第49条第1項、第2項、第52条から第54条まで）					
10 国の機関が行う行為に係る協議（第68条第1項_____、第4項）					
32 愛媛県立自然公園条例の施行に関する事務	1 省略				
	2 特別地域における各種行為の許可（第21条第4項_____）				
	3 利用調整地区に関すること。 (1) 区域内への立入りの認定等（第22条第3項第8号、第23条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項）				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
総務 県民課	1～30 省略				
	31 自然公園法の施行に関する事務	1 省略			
		2 特別地域及び特別保護地区における各種行為の許可等（第20条第3項、第6項から第8項まで、第21条第3項、第6項、第7項）			
		3 海域公園地区における各種行為の許可等（第22条第3項、第6項、第7項）			
		4 利用調整地区に関すること。			
		(1) 区域内への立入りの認定等（第23条第3項第7号、第24条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項、自然公園法施行規則第13条の6）			
		(2) 指定認定機関の指定等（第25条第1項、第5項、第27条第1項から第5項まで_____、第29条、第30条第1項）			
		5 普通地域内各種行為の届出の受理等（第33条第1項、第6項_____）			
		6・7 省略			
		8 風景地保護協定の締結等（第43条第1項、第4項、第5項、第44条_____、第46条、第47条）			
9 公園管理団体の指定等（第49条_____、第52条から第54条まで）					
10 国の機関が行う行為に係る協議等（第68条第1項、第3項、第4項）					
32 愛媛県立自然公園条例の施行に関する事務	1 省略				
	2 特別地域における各種行為の許可等（第21条第4項、第6項から第8項まで）				
	3 利用調整地区に関すること。 (1) 区域内への立入りの認定等（第22条第3項第7号、第23条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項）				

	(2) 指定認定機関の指定等(第24条第1項、第5項、第26条第1項、第2項、第4項、第5項、第28条、第29条第1項)						(2) 指定認定機関の指定等(第24条第1項、第5項、第26条第1項から第5項まで____、第28条、第29条第1項)					
	4 普通地域内各種行為の着手を制限される期間の短縮(第32条第6項)						4 普通地域内各種行為の届出の受理(第32条第1項、第6項____)					
	5・6 省略						5・6 省略					
	7 風景地保護協定の締結等(第41条第1項、第4項、第5項、第42条第1項、第44条、第45条)						7 風景地保護協定の締結等(第41条第1項、第4項、第5項、第42条____、第44条、第45条)					
	8 公園管理団体の指定等(第47条第1項、第2項、第50条から第52条まで)						8 公園管理団体の指定等(第47条____、第50条から第52条まで)					
	9 国の機関が行う行為に係る協議(自然公園法第68条第1項____、第4項、第79条第2項)						9 国の機関が行う行為に係る協議等(自然公園法第68条第1項、第3項、第4項、第79条第2項)					
33~44 省略							33~44 省略					
備考 省略							備考 省略					

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 地方局長に委任する事務のうち、地域産業振興部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(87) 省略</p> <p>(88) 自然公園法第23条第3項第8号、第24条第1項、同条第4項及び第5項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)並びに同条第7項の規定に基づく利用調整地区の区域内への立入りの認定等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)</p> <p>(89)~(98) 省略</p> <p>(99) 愛媛県県立自然公園条例第22条第3項第8号、第23条第1項、同条第4項及び第5項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)並びに同条第7項の規定に基づく利用調整地区の区域内への立入りの認定等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)</p> <p>(100)~(216) 省略</p> <p>3~6 省略</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 地方局長に委任する事務のうち、地域産業振興部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(87) 省略</p> <p>(88) 自然公園法第23条第3項第7号、第24条第1項、同条第4項及び第5項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)並びに同条第7項の規定に基づく利用調整地区の区域内への立入りの認定等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)</p> <p>(89)~(98) 省略</p> <p>(99) 愛媛県県立自然公園条例第22条第3項第7号、第23条第1項、同条第4項及び第5項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)並びに同条第7項の規定に基づく利用調整地区の区域内への立入りの認定等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)</p> <p>(100)~(216) 省略</p> <p>3~6 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○ 公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による令和4年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の種別、日時及び場所

(1) 対面による講習

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和4年9月6日(火)午後1時30分	今治市南宝来町1-6-1 今治市中央住民センター 4階大ホール
	令和4年10月5日(水)午前9時30分	八幡浜市北浜1-5-1 八幡浜市民スポーツセンター サブアリーナ
	令和4年10月12日(水)午後1時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和4年10月14日(金)午後1時30分	大洲市東大洲270-1 大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール
	令和4年10月21日(金)午前9時30分	西条市神拝甲79番地4 西条市総合文化会館 小ホール
	令和4年10月26日(水)午前9時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター 3階大会議室
	令和4年10月27日(木)午後1時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター 3階大会議室
	令和4年11月1日(火)午後9時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 1階石鎚の間
	令和4年11月11日(金)午前9時30分	宇和島市丸之内5-1-18 宇和島地区広域事務組合消防本部 4階大会議室
(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和4年9月6日(火)午前9時30分	今治市南宝来町1-6-1 今治市中央住民センター 4階大ホール
	令和4年10月26日(水)午後1時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター 3階大会議室
	令和4年11月1日(火)午後1時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 1階石鎚の間
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和4年9月7日(水)午後1時30分	今治市南宝来町1-6-1 今治市中央住民センター 4階大ホール
	令和4年10月5日(水)午後1時30分	八幡浜市北浜1-5-1 八幡浜市民スポーツセンター サブアリーナ
	令和4年10月11日(火)午後1時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和4年10月12日(水)午前9時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和4年10月21日(金)午後1時30分	西条市神拝甲79番地4 西条市総合文化会館 小ホール
	令和4年10月27日(木)午前9時30分	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター 3階大会議室
	令和4年10月31日(月)午後1時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 1階石鎚の間
	令和4年11月11日(金)午後1時30分	宇和島市丸之内5-1-18 宇和島地区広域事務組合消防本部 4階大会議室

(2) オンラインによる講習

オンライン講習については、受講申請書による申請に加えて、受講者自らがオンライン上で受講者情報の登録を行い、受講コースの申込みを行うことで受講することができます。入力された受講者情報及び受講コースの確認ができましたら、「受講承認」のメールが届きますので、受講を開始してください。受講期間は「受講承認」のメールが届いた日から1か月間です。

- 2 受講申請書の提出期間
 - (1) 対面による講習
令和4年8月1日から各会場講習実施日の2日前まで(土日・祝日を除く)受け付けします。
但し、受講申請書を郵送する場合又は受付をした危険物安全協会管轄以外の会場で受講する場合は、令和4年8月1日から各会場講習実施日の5日前まで(同)とします。
 - (2) オンラインによる講習
令和4年8月1日(月)から9月9日(金)まで(郵送の場合は消印有効)とします。
- 3 受講申請書の請求先及び提出先
 - (1) 受講申請書の請求先
各地区(市)危険物安全協会、各消防(局)本部、県各地方局総務県民課防災対策室及び県各地方局支局総務県民室
 - (2) 受講申請書の提出先
各地区(市)危険物安全協会
対面による講習については、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。
その他の法定講習に関するお問合せについては、各地区(市)危険物安全協会において受け付けます。

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
トランスファークレーンの購入
- (2) 購入物品名及び数量
トランスファークレーン 3基
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和5年度から7年度にかけて年度ごとに1基ずつ納入するものとし、各年度の納期は下記期日までとする。
1基目：令和6年3月25日、2基目：令和6年12月16日、3基目：令和7年9月19日
- (5) 納入場所
松山港外港地区国際物流ターミナル内(松山市大可賀三丁目)
- (6) 入札方法

ア 入札は、紙入札とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

なお、入札資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める申請書類を3(5)に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規

定に該当しない者であること。

- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県 土木部 河川港湾局 港湾海岸課 建設係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912 2690
- (2) 入札書の受領期限
令和4年8月12日(金)午前9時から同月15日(月)午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和4年8月15日(月)午前10時
愛媛県庁 第一別館4階 土木部会議室
- (5) 資格審査に関する照会先並びに申請書提出先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)941 2111(代表) (089)912 2770(直通)

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和4年8月10日（水）17時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約の成立

この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。

(7) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(8) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

ア 入札書の提出方法

紙入札は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Transfer crane, 3 set.

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 15 August 2022

(3) For further information, please contact: Harbor and Shore Division, River and Harbor Subdepartment, Public Works Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2690

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年7月1日

愛媛県総合教育センター 所長 沖田 浩史

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県総合教育センター空調設備改修業務

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県総合教育センターの空調設備の改修 1式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書、仕様書及び設計図書等による。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県松山市上野町甲650番地

愛媛県総合教育センター

(6) 入札方法

入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当

該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県総合教育センター総務課

〒791-1136

愛媛県松山市上野町甲650番地

電話 (089)963-3111

(2) 入札書の受領期限

令和4年8月10日（水）午前10時00分まで。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付又は愛媛県ホームページよりダウンロードする。ただし、設計図書は交付のみとする。

なお、交付は、公告の日から令和4年7月27日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

(4) 開札の日時及び場所

令和4年8月10日（水）午前10時00分

愛媛県総合教育センター 本館4階 第4講義室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を履行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和4年7月27日（水）午後5時15分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県総合教育センター所長から当該書類の内容に関して、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県総合教育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Repair of the air conditioner at Ehime Educational Research Center
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 10 August 2022
- (3) For further information, please contact: General Affairs Division, Ehime Educational Research Center, 650 Uenomachi ko, Matsuyama, Ehime 791 1136 Japan
TEL 089 963 3111